

75. 戦前期（1855～1940）植民地体制下の タイ国におけるチーク林業の展開過程

九州大学農学部 篠原 武夫 塩谷 勉

1. この小論の狙いはタイ国のチーク林が戦前期のイギリス独占資本によってどのような支配を受けたかを借林区（権）を中心にして分析し、それを通じてイギリス植民地支配体制下の林業政策（広くは経済政策）が独占利潤の追求に終始していたということを明らかにしたい。なおその矛盾の現われとしてのナショナリズムの台頭についても論じて見ることにする。

2. 東南アジア地域で唯一の独立国として存続したタイ国も19世紀の後半からイギリス独占資本の支配を強く受け、金融的にも政治的にもイギリスの従属下におかれた半植民地であった。タイ国植民地化の重要な転期をなしたのが1855年の国王ラーマ四世とイギリス使節J・ボーリング氏との間に締結されたボーリング条約であった。この条約によって国王貿易独占制は廃止され、貿易の自由化が実現し、その時から商品経済は全国土にわたって波及ていき、北部タイ一帯に産するチーク材も米、錫、ゴムなどと同様にイギリス資本の支配下におかれたのである。

3. イギリスを先頭とする欧人会社は、まずラオ土侯の借林権（伐採許可）を受けて、チーク林の伐採搬出にのり出した。この伐採許可も形式的なもので、これには伐採量の制限もなく、ただ伐木税を支払うだけですんだため、伐採量の急増と盜伐、乱伐がもたらされ、それにより資源枯渇の危機さえ予測されるようになった。

タイ国政府は危機に直面したチーク林の回復をはかるため、1896年にビルマの林政に経験の深い英人スレード氏をまねき、タイ国北部のチェンマイに林政実行機関として、はじめての山林局を設置して、チーク林政の確立をはかった。そのことにより、ラオ土侯の手にあった借林権はタイ国政府に移ったが、しかし林政の実権をにぎったスレード氏は林政改革の究極的目的を自国独占資本のチーク林独占化の方向にあらためたのである。それがいわゆる山林局設置による借林区法の改正であった。

4. この改正法は、1897年に6年の借林契約としてはじまつたのであるが、チーク林事業は特に資本の回転がおそいため、資本の長期固定化が必要となり、本契約は1903年に更新されて、12年に延長され、更に

1910年にはプランデス法（表参照）を採用して、30年に延長された。この借林契約の延長は企業の集中化を強力に促進せしめることになり、小林区の整理、小經營の没落を速めさせ、イギリス独占資本をますます有利に展開せしめたのである。

1909年に83～105区ほであった借林契約の口数は1910年の借林契約30年の成立後はその林区数は40区に縮少し、大東亜戦争前には28区に減少した。なお林区総面積の85%はイギリス独占資本に支配され、タイ人業者14%、政府1%の比率であった。またチーク材全生産額（1931～35年平均、生産量23万m³、見積価格690万バーツ）の95%はイギリス独占商社が取扱うようになったのである。

このような資本による支配関係（チーク林を含めた全産業部門にわたって）が強化されるにつれ、イギリス資本を駆逐する「タイ国民のタイ」をさけぶ民族解放運動が次第に高まるようになり、1932年のルアン・ピブン氏による立憲革命の成立ごろからは、それがますます促進されて、借林区の期限切れになったイギリス人会社の林野はすべて国営に吸収される方向に動きだしたのである。

5. これまで述べてきたことから考察してみると、イギリス独占資本によるチーク林独占化が支配的で、その利益はほとんど独占資本の富の増殖のみに奉仕していたものと言えよう。次にこのようなことが一つの桎梏となって植民地ナショナリズムの高揚をもたらしイギリス独占資本への重大な危機が必然的に発生したものと言えよう。

表 プランデス法

全林区伐採期間30年	第1地域 (1~15年)	第1地区 (伐採期間1~5年)
		第2地区 (伐採期間5~10年)
		第3地区 (伐採期間10~15年)
第2地域 (15~30年)	第1地区 (伐採期間15~20年)	第1地区 (伐採期間20~25年)
	第2地区 (伐採期間20~25年)	第3地区 (伐採期間25~30年)
	第3地区 (伐採期間25~30年)	

参考文献

- エル・ウイニヤード：タイ国森林地帯紀行、昭和17年、葛城書店
- 吉田栄太郎：タイ国資源經濟論、昭和17年、三笠書店

- 高山慶太郎：チークの話、昭和18年、木材經濟研究所
- 会田貞助：南方の木材、昭和26年、丸善株式会社
- 喜多村浩編：タイの經濟開発、昭和38年、マジア經濟研究所

76. 林業における供給反応の計量分析

— 国産材と外材との代替関係分析へのアプローチ —

九州大学農学部 行武 潔 黒田 迪夫

1. 目的

最近の我が国における外材輸入の増加は、めざましいものがあり、国産材との代替関係が問題になってきている。この報告は、国産材と外材の相対価格が変動した場合、国内の生産量にどのような影響を及ぼすか、その代替関係を1955年以降について、数量的に明らかにしようというものである。

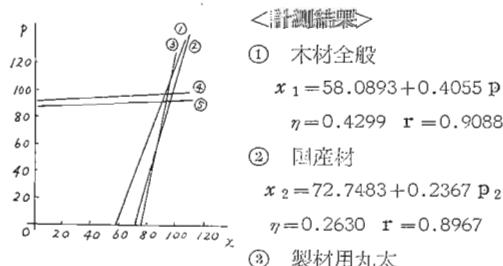
2. 方 法

まず、木材全般の場合、国産材の場合、製材用丸太の場合、外材全般の場合、外材製材用の場合について簡単な線型モデルを当てはめ、供給量と価格との関係より、外材の影響をみる。次に国産材、外材の相対価格を導入したモデル式を設定し、国産材と外材との相対価格弾性値を計測してみる。

3. 供給量と価格

一般に財の生産量と価格との関係をみると正で供給が固定的な場合、これによって描かれる曲線は供給曲線に近いものといえる。木材の場合についても同じことがいえよう。そこでこれらについて次のような簡単な供給函数を求めパラメーターを推定する。（但し、外材については供給も移動している。正確には外材は、供給的面を表わした需給モデルである。）

$$x = a + b p \dots \dots (1) \quad (x: \text{供給量}, p: \text{価格}, a, b: \text{推定すべきパラメーター})$$



$$x_3 = 74.0165 + 0.2134 p_3$$

$$\eta = 0.2391 \quad r = 0.8683$$

④ 外材全般

$$x_2' = -933.1732 + 10.2911 p_2'$$

$$\eta = 7.5960 \quad r = 0.8459$$

⑤ 外材製材用

$$x_3' = -814.8681 + 9.3935 p_3'$$

$$\eta = 6.1400 \quad r = 0.9122$$

$$\left(\eta = \frac{\Delta x}{\Delta p} \times \frac{p}{x} \text{ で供給の価格} \right)$$

弹性値、r は相関係数

註1) G.S.シェファード著、農業綜合研究訊、『農産物価格分析論』東大出版「供給が不変で需要が移動する場合、生産量と価格との関係は正でこれによって描かれる曲線は、供給曲線にはほぼ近いものである。」(PP.129~131)

計測結果をみると、供給弾性率(η)は、外材の他は非弾力的で、木材全般では、0.4299、[国産材では、0.2630、製材用丸太では、0.2391となっている。国産材、製材用丸太の場合よりも木材全般の方が弾力的になっているが、これは外材輸入の影響によるものと思われる。外材の弾力性をみると、外材全般、7.5961、製材用外材、6.1400と非常に弾力的である。これらの関係を描くと上図のようになり、木材全般の供給①が外材の影響を受けていることがよくわかる。また外材の供給曲線の勾配が非常に緩やかであるが、これは僅かな価格の上昇に対しても外材輸入が激増する関係にあることを示している。

4. 相対価格による供給反応

上記において木材全般におよぼす外材の影響が顕著であることを示した。国産材、製材用丸太に対してはどうであろうか。前述の(1)式に、国産材と外材との相